

## 律を生きる出家者たち

上座仏教徒社会ミャンマーにおける僧院組織改革の行方

藏 本 龍 介

### Monks Dwelling with the Vinaya

Outcome of the Reform of the Monastery in the Theravāda Buddhist Society of Myanmar

KURAMOTO, Ryosuke

A monk's life in Theravāda Buddhism is uncertain, because monks are strictly prohibited from relating to economic issues by the Vinaya (monks' rules). For example, they are prohibited from being involved in any economic or productive activity, so they have to depend on Dāna (religious gifts) offered by lay people. They are also prohibited from owning and using personal belongings. That is, they must not own or use personal possessions excessively, and must not touch money.

In Theravāda Buddhism, a monk's life is believed to be the optimum approach—though not the only one—to achieving Nibbāna (the doctrinal ideal of Theravāda Buddhism). However, even monks require personal possessions, such as various goods and money, to live. Therefore, if monks observed the Vinaya strictly, they could not manage. How can monks then live according to the Vinaya? How does the Vinaya form their life? In this study, I analyze the monk's ways of owning and using personal belongings by examining the organization of the monastery in modern Myanmar (Burma); it being the most basic unit for a monk's life. Through this examination, I aim to reveal the complicated and dynamic relationship between the doctrines (the Vinaya) and practices (the monk's life) in Theravāda Buddhism.

First, I present the general structure of the monastery in Myanmar and explain that lay people are indispensable to a monastery because monks cannot deal with their property by themselves. Therefore, a monk's life is inevitably conditioned by lay people. As examples, I show that insufficient lay people

---

**Keywords:** Theravāda Buddhism, relationship between monks and lay people, monastery, doctrine and practice, Myanmar (Burma)

**キーワード:** 上座仏教, 出家者/在家者関係, 僧院, 教義と実践, ミャンマー (ビルマ)

\* 本論文は2013年に東京大学大学院総合文化研究科に提出した博士論文の一部を加筆・修正したものである。執筆に際しては、東京大学の福島真人先生および匿名の査読者2名から極めて有益かつ的確なコメントを賜った。また現地調査は、文部科学省科学研究費(2006~2007年度)、三島海雲記念財団、松下国際財団(共に2008年度)、澁澤民族学振興基金、小林節太郎記念基金(共に2009年度)による研究助成によって可能となった。ここに記して深く御礼申し上げます。

(both in quantity and quality) cause the monk's violation of the Vinaya, even though they do not desire it, and also that frequent conflicts arise over the inheritance of monasteries. Second, I analyze the organizational reforms of X monastery, which aims to overcome those issues. This reform is characterized by the existence of a management committee, comprising lay people, to take care of the property of monks. I then indicate that such a reform contributes to the cleanliness and the stability of the monk's life, while on the other hand, the problem of legitimacy becomes apparent, i.e., whether lay people can manage monks appropriately. Therefore, such a reform always raises the monks' objection, and on this point, the reform of the monastery shares a similar structure with the purification of monks by a secular power. Thus, there are no optimum solutions to the design of the monastery. Therefore, I conclude that a monk's life continues to waver over the relationship with lay people between dependence and objection.

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>I 問題設定</li> <li>II 僧院組織の構造             <ul style="list-style-type: none"> <li>1 僧院内の出家者</li> <li>2 僧院内の在家者</li> </ul> </li> <li>III 僧院組織の問題             <ul style="list-style-type: none"> <li>1 守れない律</li> <li>2 僧院不動産の相続問題</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>IV X 僧院組織改革の始まり             <ul style="list-style-type: none"> <li>1 在家仏教徒組織の仏教改革運動</li> <li>2 シュエジン派の仏教改革運動</li> </ul> </li> <li>V X 僧院組織改革の実態             <ul style="list-style-type: none"> <li>1 X 僧院組織の特徴</li> <li>2 私有財産の管理</li> <li>3 不動産の管理</li> </ul> </li> <li>VI 結論・考察</li> </ul> |
|--|---|

## I 問題設定

「上座仏教 (Theravāda Buddhism)」の出家者は、教義をどのように実践しているのか。本論文ではこの問題を、出家者の経済的な問題、つまり「カネ」を中心とする財の問題に注目して検討する。

キリスト教、イスラーム、仏教など、確立した聖典をもつ制度宗教は、いかに日常を生きるべきかという問題について、教義的な指針をもっている。それが宗教の経済倫

理と呼ばれるものである。この問題について体系的な比較研究を行ったウェーバー (M. Weber) は、各宗教の経済倫理を、①現世指向的と②現世逃避的という二つを極とするスペクトルとして整理している<sup>1)</sup>。そしてプロテスタンティズムを事例として、「現世内禁欲」という現世指向的な経済倫理が、持続的かつ合理的に利潤を追求するという資本主義の精神 (エートス) と親和性が高かったがゆえに、この経済倫理を最も強く内面化した新興の産業資本家層が先導する形で、西洋において資本主義が勃興したという議論を展開し

1) ウェーバーが分析の対象とした宗教とは、ウェーバーのいう「世界宗教」(儒教、ヒンドゥー教、仏教、キリスト教、イスラーム) とユダヤ教である。その成果は、『宗教社会学論集 (全3巻)』(Weber 1920-1921) に収められた諸論文、つまり「プロテスタンティズムの精神と資本主義の精神」、「儒教と道教」、「ヒンドゥー教と仏教」、「古代ユダヤ教」などとして現れている。ただしイスラームとキリスト教に関しては、ウェーバーの死去により未完に終わっている。

ている(ウェーバー1989)。このようにウェーバーが注目しているのは、宗教の経済倫理が信徒の宗教実践を突き動かし、それが現実を変えていくという側面である。

しかし現実には、経済倫理の求めるとおりには生きられないような状況が生じうる。つまりある宗教の教義を実践するというのは、潜在的なジレンマを内包している。こうしたジレンマは、本論文が対象とする上座仏教の出家者において、特に顕著にみられる。なぜなら「律(P<sup>2</sup>: vinaya)」と呼ばれる上座仏教教義は、出家者に対して、経済的な問題に関わることを厳しく制限しているからである。たとえば、経済活動や生産活動をしてはならない、財を好き勝手に所有してはならない、金銭に触れてはならない、といった制約である。こうした律を守る出家生活こそが、上座仏教の理想的境地である「涅槃(P: nibbāna, 無執着)」を実現するための、唯一ではないが最適手段であるとされる。しかし一方で、出家者といえども、生きていくためには様々なモノやカネといった財を必要とする。したがって、こうした律を守るならば、出家生活自体が成り立たない危険がある。

それではこうした教義的理想と経済的現実のジレンマを抱えている出家生活は、現実にもどのように成立しうるのか。この問題について先行研究では、次のような三つの議論がなされている。一つ目は、出家者と在家者(一般信徒)の間には共生的・互酬的な関係が成立しており、したがって律の制約は何ら問題にならないとする議論である(石井1975; Bechert 1966-1973; Gombrich 1971; Spiro 1970; Tambiah 1970, 1976など)。二つ目は、逆に、出家者と在家者の関係には潜在的な矛盾があり、それゆえに現実の出家生活は墮落と原理主義的改革の間を揺れ動いているとする議論である(Aung-Thwin 1985; Carrithers

1979, 1983; Tambiah 1984など)。三つ目は、近代化と総称されるような社会変動に注目し、その中で出家者の経済基盤が掘り崩されていることを指摘する議論である(ゴンブリッチ&オバーセーカラ2002; 田辺編1995など)。

ただしこれらの研究は、いわば社会(在家者)の側から出家者を捉えようとするものであり、出家者自身の視点に立つものではない。もちろん、出家生活の民族誌と呼びうるような成果も存在している(生野1975, 青木1979など)。これらの研究は研究者自身の出家経験を基礎として、僧院における諸儀礼、托鉢などの日常生活、在家者との付き合い方、僧院の組織構造や人間関係、僧院の一年、建物の配置などについての詳細なデータを提示している。しかしたとえば青木保が次にように述べているように、出家生活を規定している律の位置づけについては、素朴な理解にとどまっている。

パーティモッカ(波羅提木叉<sup>はらだいもくしゃ</sup>、出家者の生活規則を集めた227項目からなる律の条文集のこと——引用者注)は厳として存在し、僧の生活は整然としたものである。……便法はなきにしもあらずだが、戒律はゆるぎもなく守られているといわねばならない。タイのサンガ(出家者集団——引用者注)はその点決して乱れることはない。非行僧の噂や、しでかした事件が巷間を賑わすことはままあるけれども、一般に戒律の遵守という面では見事なものであるといつてよい。(青木1979: 177-178)

こうした出家者研究の停滞の背景として考えられるのは、人類学的な仏教研究にみられる、ある種の偏向である。そもそも人類学的な仏教研究は、先行する近代仏教学の成果を

2) 本論文では仏典用語であるパーリ語を「P:」、ミャンマー(=ビルマ)語のローマ字表記を「M:」で表す。なお、仏教用語については、ミャンマーにおいてもパーリ語が用いられる場合がある。その場合は、パーリ語として「P:」で指示する。

踏まえると同時に、それと差異化する形で始まった<sup>3)</sup>。たとえばその研究志向は、リーチ (E. Leach) による「実践宗教 (practical religion)」という概念に鮮やかに示されている。つまりリーチによれば、確立した教義をもつ制度宗教 (キリスト教, イスラーム, 仏教など) を対象とした研究は、文献学的な教義研究に偏っている。しかし実際に実践されている宗教 (実践宗教) は、教義としての宗教、つまり「哲学宗教 (philosophical religion)」と大きく異なるとし、「一般信徒 (ordinary churchgoer)」の生活の中に、現に生きている宗教を研究対象とするべきであると提唱した (Leach 1968)。

教義ではなく、実践を研究する。いいかえれば、仏教徒の生き方を研究する。これが人類学的な仏教研究の重要な特徴の一つであるといってよい。ただしこうした文脈においては一般信徒である在家者の、教義とは異質な、あるいは新しく動態的な仏教実践に焦点があたり、宗教的専門家である出家者は、それゆえに教義仏教の担い手とみなされ、周縁化されるという傾向を生んでいる。出家者はいわば教義に規定された存在であり、その実践は仏教学の成果を参照すれば事足りるというわけである。しかし出家者として生きることが、そもそも教義的理想と経済的現実の根深いジレンマを孕んだものであるということは、上述したとおりである。したがって出家生活の実態を把握するためには、こうしたジレンマに他ならぬ出家者自身がどのように対応しているのか、その試行錯誤の諸相を明らかにする必要がある。

このような試行錯誤は、具体的には、次のような二つの問題をめぐって表出している。一つは財の獲得方法という問題である。出家者は律によって自ら財を獲得することを禁じられているため、在家者の「布施 (P: dāna)」に依拠して生活する必要がある。し

かし布施というのは結局のところ、布施者の自発的な善意に基づくものであるから、十分に得られるとは限らない。それでは出家者は実際に、財をどのように獲得しているのか。

もう一つは、財の所有・使用方法という問題である。出家者は律によって、財の所有・使用方法についても、大幅な制約が課せられている。具体的には規定量や期間を超えて物品を所有してはならない、金銭を受領・使用してはならない (受蓄金銀戒) といった制約である。しかしこうした制約は、出家者の現実適応能力を著しく損なうものである。それでは出家者は実際に、どのように財を所有・使用しているのか。

この二つの問題は、密接に関連し合いながらも、独立した領域を構成している。つまり前者において問題になるのは、出家者と社会の関係性である。一方、後者で問題になるのは、僧院組織のあり方、いいかえれば僧院組織内部における出家者同士、および出家者と在家者の関係性である。出家者として生きることは、社会から財を獲得し、その財を、僧院組織を基本単位として所有・使用することにほかならない。

それでは出家者は実際に、どのように財を獲得・所有・使用しているのか。この問題について筆者は既に、現代ミャンマー (ビルマ) を事例として、財の獲得方法 (社会との関わり方) に焦点を当てた論考を発表している (藏本 2014)。そこで本論文では、同じく現代ミャンマーを事例としつつ、特に財の所有・使用方法、つまり僧院組織のあり方に焦点を当てた分析を行いたい。律遵守の出家生活を実現するために、僧院組織をどのようにデザインしているのか。その試行錯誤を分析することによって、教義 (律) と実践 (出家生活) の複雑で動態的な関係を明らかにすることが本論文の目的である。

本論文の構成は以下のとおりである。まず、

3) 19世紀に始まった近代仏教学の主要な関心は、仏教の歴史的展開、特に初期の教義の内容とその変遷を、文献学的手法によって解明することにある (cf. 下田 2001)。

ミャンマーにおける一般的な僧院組織の構造を確認する。そして僧院組織は、管財人としての在家者の存在を不可欠のものとするがゆえに、出家生活の清浄性や安定性が、在家者の量や質によって左右されてしまうという問題があることを指摘する（Ⅱ・Ⅲ）。次にこうした問題を克服するべく行われた僧院組織改革として、X僧院の事例を分析する。そして在家者からなる僧院管理委員会に僧院管理を委ねるといふX僧院の改革は、出家生活の清浄性や安定性を実現する上で大きく寄与している一方で、在家者は出家者を適切に管理することができるのかという問題を際立たせていることを指摘する（Ⅳ・Ⅴ）。以上の議論を踏まえて最後に、僧院組織改革の行方について論じる（Ⅵ）。なお、ミャンマーでの現地調査は、2006年7月から2009年9月にかけて断続的に合計1年8ヶ月間行った。以下の論述は、この現地調査をもとにしている。

## Ⅱ 僧院組織の構造

### 1 僧院内の出家者

はじめに、ミャンマーにおける一般的な僧院組織の構造についてみてみよう。全世界の出家者、正確には正式な出家者である「比丘(P: bhikkhu)」は、同じ「サンガ(P: sangha)」という理念的集合に属している。しかし個々の出家者たちは、現実には僧院という単位に分かれて暮らしている。本論文でいう僧院とは、特定の地域的限界(界, P: sīma)にいる出家者たちによって構成され、生活・修行・日課を共にする共住集団である。組織論の観点から述べれば、僧院とは、出家者の相互扶助を一義的な目的とした共益的な組織であると定義できる。この点について石井は、僧院はキリスト教会よりも労働組合に近いものであるとし、次のように述べている。

あたかも、労働組合員が組合に所属することによって個人では得られないような自己の待遇の向上をかちえるように、ピクはサンガ(本書の文脈でいう僧院のこと——引用者注)の成員となることによって、単独では求めえないところの恵まれた修行条件を獲得し、これによって解脱の達成の効率をあげることができるのである。

(石井 1991: 85)

それでは僧院とはどのような組織なのか。ミャンマーを事例としてみていこう。まず、僧院組織を管理しているのは、「住職(M: kyaun:thain hsa.yado)」である。住職の仕事は多岐に渡るが、最も重要なのが僧院に居住している出家者たちの管理・指導である。つまり僧院に居住する許可を与えたり、あるいは追放したりするのは住職である。また律をどのように解釈するか、どこまで律を遵守させるかといった方針を定め、場合によっては明文化された僧院規則をつくり、それを元に出家者たちの指導に努める。このようにミャンマーでは、各僧院(住職)の自律性が非常に高い。

一般に住職になる出家者は、①10法臘(M: wa, 出家年数)以上、②律の各条項(波羅提木叉)を暗唱している、③羯磨(P: kamma, 律に則った儀式)を執行できる、④在家者に説法できる、といった特徴を備えるべきであるとされている(cf. 平木 2000: 106)。小規模な僧院であれば通常、僧院を管理するのは住職一人である。ただし大僧院であれば、その業務内容は極めて膨大なものとなるため、「副住職(M: tai' ou?)」、「管理僧(M: tai' kya?)」、「僧坊長(M: kyaun: poun:gyi:)」といった幹部僧が存在し、中間管理業務を担っている場合がある(cf. 生野 1975: 168; Spiro 1970: 312)。ここでいう管理僧とは特定業務を担当する僧<sup>4)</sup>で、僧坊

4) 僧院の管理業務として律蔵に挙げられているのは、以下のようなものである(佐々木 1999: 149-151)。①寝場所を分配する、②在家者から招待を受けたときに誰が行くかを決定する、③朝食 ↗

長は僧坊の管理を担当する僧である。両方を兼務する場合もありうる。どのように組織を編成し、誰に副住職・管理僧・僧坊長を任せるといった問題は住職が決定する。こうした幹部僧たちは、次期住職の有力候補でもある。このほかに住職の助言役として、「顧問僧 (M: o.wadasa.ri.ya. hsa.yado)」がいる場合もある。多くの場合、顧問僧は年老いた前住職がつとめる。

最後に、一般の比丘や沙弥がいる<sup>5)</sup>。彼らは、托鉢に出る、食事の準備をする、物品の手入れをする、掃除をするなど、律や沙弥戒に違反しない限りで日常的な雑務を行う。たとえば比丘は調理してはならず、また布施されていない食品に触れることもできないため、調理は沙弥が行うことになる。また掃除に関しても比丘は植物を伐採してはならないため、草刈りなどは沙弥の仕事である。

## 2 僧院内の在家者

以上のように僧院組織は、①住職（幹部僧）、②一般の比丘・沙弥から成り立っている。そして住職が一般僧の面倒をみる一方で、一般僧は僧院組織の運営に必要な雑務を担うという分業がみられる。ただし出家者だけでは僧院組織は非効率にならないをえない。なぜなら出家者は律や沙弥戒によって、食料品を貯蔵してはならない、必要以上の袈裟や鉢をもってはならない、出家生活に無関係なモノを所有してはならない、金銭に触れてはならないなど、財の取り扱い方法を大きく制限されているからである。したがって僧院組織には、出家者の身の回りの世話を手伝う在

家者が欠かせない存在となっている。

こうした在家者は、「雑務人 (M: weiyawi'sa.)」と呼ばれている。雑務人は、僧院に住み込む場合もあれば、必要に応じて僧院に通う場合もある。また「ティーラシン<sup>6)</sup> (M: thila.hsin)」と呼ばれる女性修行者も、僧院に住み込んで雑務人を務めることがある。彼／彼女らも広い意味では僧院組織の一員であるといえよう。さらに僧院によっては、「善行者 (M: pho:thudo)」と呼ばれる在家者がいる場合がある。善行者は、一般的には白い服を着て僧院に寝泊まりし、僧院の諸々の雑務を手伝う在家者を意味する。以前は老後に善行者となる習慣があったようであるが、現在ではもっぱら沙弥になる前の少年たちとなっている。つまり沙弥生活の前段階として、五戒（不殺生戒・不偷盜戒・不邪淫戒・不妄語戒・不飲酒戒）を守る在家者として僧院に住むのである。

雑務人は、たとえば調理、掃除、勧進（布施者探し）、農作業など、出家生活をサポートするような様々な活動に携わる。しかしその最も重要な役割は、「淨人 (P: kappiyakāraka)」としての役割にある。淨人とは、一言でいえば、出家者の代わりに出家者の財を管理する管財人である。たとえば余分な食料品があったとしよう。その場合、僧院の敷地内に淨人が所有する貯蔵庫をつくり、そこに保管する。そしてこのようにして蓄えた食料品を在家者や沙弥が調理して、比丘に布施するのである。同様のことは、袈裟や鉢についてもいえる。つまり余分な袈裟や鉢は、淨人に預け、必要になった場合に再び布施してもらう。こ

↗ の粥を分配する、④果物を分配する、⑤食事を分配する、⑥日用品を分配する、⑦袈裟を受け取る、⑧袈裟を倉庫に収める、⑨倉庫の番をする、⑩袈裟を分配する、⑪新たにやってきた比丘の接待をする、⑫建設工事を監督する、⑬雨浴衣を分配する、⑭鉢を分配する、⑮「アーラーミカ (P: āramika ミャンマーの雑務人にあたる)」を統括する、⑯沙弥を統括する。

5) 上座仏教の出家者は、①正式な僧である「比丘 (P: bhikkhu, M: poun:gyi:, ya.han:)」と、②見習僧である「沙弥 (P: sāmaṇera, M: kouyin)」に分かれる。沙弥は、未だ律を授けられていないが、十沙弥戒を守り、比丘に準じた生活を送ることが求められる。

6) 現在の上座仏教徒社会においては、制度上の比丘尼の継承は既に途絶えており、正式な出家者は男性に限られている。しかし在家という立場ながら、事実上の出家生活を送る女性修行者たちが存在し、ミャンマーではティーラシンと呼ばれている。

うした方法をとることによって、出家者は財を「所有せずに所有する」ことが可能になるのである。また同様に、浄人を介在することによって、出家者は金銭を取り扱うことも可能となる。上述したとおり、出家者は金銭の受領・使用を禁じられている。しかし浄人が金銭を受け取り、それを管理し、使用する分には問題ない。

このように浄人としての役割を果たす雑務人の存在によって、出家者が財を所有・使用できる幅は格段に広がる。つまり浄人を介することによって、僧院の財産は無制限に増加しうる。こうした規定は、所有を制限し、金銭と関わらないことを求める律の原則を台無しにする、あるいは結局のところ、出家者には財の所有・利用に関して何の制限もないのではないように思えるかもしれない。しかしその一方で、浄人が存在するからこそ、出家者は財を自由に使用することはできない。つまり浄人は、出家者と財の間に介在し、出家者と財の直接的な関係を遮断する絶縁体としての役割を果たすのである。

### Ⅲ 僧院組織の問題

#### 1 守れない律

このように僧院組織における在家者の存在は、出家者に課せられた律の制約を緩和し、出家者が財を効率的に所有・使用するための重要な条件となっている。しかしこうしたシステムは、常に有効に機能しているわけではない。第1に、「律を守りたくても守れない」という問題がある。なぜなら在家者の助力は常に十分に得られるわけではないからである。

まず、雑務人の量的不足という問題がある。この問題を考える上で重要なのは、雑務人と

しての在家者の助力もまた、労力提供という布施の一種であるということである。つまり布施を十分に得られるか否かという問題がつきまとう。次に、雑務人の質的不足という問題がある。たとえば僧院財産を管理する雑務人が不正を働いたり、財産を持ち逃げしたりするというトラブルは枚挙に暇がない。しかしより重要なのは、出家生活に対する理解不足という問題である。つまり出家生活にはどのようなルール（律）があるのか、出家者とのように接するべきなのかについて、在家者がきちんと理解していないことが多いのである。この点についてある比丘の事例を紹介しておこう。

#### <事例1> V比丘の憂鬱

V比丘(1979-)は25歳で難関の仏教講師試験<sup>7)</sup>に合格したエリート僧である。しかし仏典に習熟するほど、比丘が守らなければならない律の多さ、そしてそれらをしっかりと守らないと大きな罪になるということを知って怖くなり還俗を考えた。しかし還俗しても行き場があるわけでもない。そこで英語を勉強して、できれば海外の仏教大学へ留学でもして、将来の展望を開こうと考え、最大都市ヤンゴン(Yangon)にやってきた。なかなか受け入れてもらえる僧院が見つからなかったが、最後に村の師僧の人脈を辿って、A僧院に受け入れてもらうことができた。2006年のことだった。

筆者がV比丘と出会った2007年当時、A僧院には、当時5~10人の雑務人が住み込みで働いていた。しかし彼/彼女らは、25人いた出家者たちの面倒を一人一人細かくみる余裕はなかった。したがって出家者たちは自分の財産は自分で管理し、金銭をもって出か

7) ミャンマーの仏教試験(仏典やバーリ語の知識を問う試験のこと)は、「宗教省(M: Thatha.nayci: Wungyi:htana)」主催の各種試験——初・中・上級からなる「基本試験(M: pa.hta.ma.byan samei:bwe:)」や「仏教講師試験(M: danmasa.ri.ya. samei:bwe:)」など——が一般的である。合格すれば次の段階に進めるようになっているが、仏教講師試験合格までたどり着くのは、全出家者の100人に1人程度だといわれている。

け、様々な必要品を購入していた。しかしV比丘は律を犯すことをほとんど恐怖のように感じていたので、受蓄金銀戒についても違反しないように在家者に金銭の管理とお使いを頼もうとした。これが僧院にいる他の出家者や在家者をいらだたせたようである。出家者にとってみれば、暗に自分たちの律違反を批判されているように感じ、在家者にとってみれば面倒な仕事を増やされるように感じられたのだろう。V比丘は筆者とのインタビューの中で、A僧院の居心地の悪さを吐露することが多かった。その後V比丘は、故郷の村から連れてきた五歳くらいの少年の「善行者」に浄人の役割を任せていたが、それも難しかったのか、結局2008年にはA僧院を離れていった。

この事例をみてもわかるように、一見、在家者の手伝いが多くあるような僧院においても、その役割は僧院レベルにとどまり、出家者個人レベルまで行き届くことは少ない。したがって律遵守の生活を送るためには、出家者が個人で在家者に浄人の役割を依頼する必要がある。ただしその場合は、何らかの見返りが必要だったり、あるいは移動する場合に、在家者の分の料金も支払う必要が生じたりするなど、余計に費用がかかる。そのため「律をきちんと守れるのは裕福な長老だけ」といった声がしばしば聞かれる状況となっている。もちろん、律を守らないのは出家者自身の怠慢も大きい。しかし現実の出家生活においては、律を守ることが不可能である、つまり「守りたくても守れない」という側面もある。

こうした問題が集約されているのが、多

数の出家者を抱える都市の「教学僧院<sup>8)</sup> (M: sathindai<sup>9)</sup>)」である。つまり教学僧院での生活においては、学生である出家者たち(10代から20代前半にかけてが多い)の律違反、特に金銭の受領・使用を禁じる受蓄金銀戒の違反が常態化する傾向にある。たとえばマンダレー(Mandalay)やパコック(Pakokku)のように教学の中心地となっている場所にある教学僧院は、食事の確保を個々の出家者に任せているような僧院も多い。学生が多すぎるため、僧院レベルで食事を提供することが不可能だからである。その場合、学生たちは授業の合間をぬって托鉢に出かけるか、あるいはその時間がなければ金銭によって購入することになる。しかし浄人がいるようなケースはまれであり、その場合はほとんど不可避免地に律を違反することになる。

一方、ヤンゴンの教学僧院では、基本的な衣食住はすべて僧院によって保証されていることが多い。しかしそれでもなお、文房具・本・日用品などの購入や、移動費用などは学生たち自身で工面しなければならない。ある教学僧院の学生たちに聞いたところ、年間に7万~10万チャット(≒7,000~1万円)ほどかかり、それを両親や師僧、「比丘の檀家<sup>9)</sup> (M: ya.han: da.ga)」などに支援してもらっているとのことであった。こうした金銭をもとにして、必要なモノを購入したり移動したりしているのである。しかしこうした金銭の管理をしてくれるような浄人はいない。したがって学生たちは自分で金銭を管理し、使用することになる。

さらにこのような受蓄金銀戒の違反は、学生たちのさらなる律違反の呼び水にもなっている。ミャンマーの出家者は、そのほとんど

8) 教学僧院とは、出家者が仏典学習を行うための高等教育機関である。もっとも、若い出家者に対する仏典教育は、多かれ少なかれどの僧院でも行われている。しかし教学僧院の場合、教育カリキュラムやレベル別の授業などが整備されており、教学に専念する環境が整っているという点において、他の一般的な僧院とは異なっている。

9) 「比丘の檀家」とは、比丘の日用品をはじめ、様々な金銭的な支援をする責任をもつ在家者を指す。比丘の個人的なパトロンであるといってよい。比丘出家するときには、かならず「比丘の檀家」をみつけなければならない。したがって比丘であれば誰でも、一人以上の「比丘の檀家」を抱えている。



が村落部出身であり、仏典学習のために都市部の教学僧院へとやってくる。こうした村出身の若者たちにとって、みるものすべてが新しい都市は、刺激に満ちあふれた空間である。そうした空間に、金銭という万能の道具を手にして出ることによって、出家者に禁じられている様々なことを行ってしまう。また都市は匿名性が高いため、律を守らなくても恥ずかしくないという事情もある。これらの要因が、教学僧院の学生たちの律違反を助長しているのである<sup>10)</sup>。その一方で、こうした状況に対し、多くの教学僧院は十分な対策を講じていない。この点について、ある教学僧院の住職（40代）は次のように語る。

教学僧院は、学生たちに都合がいいように規則を緩めているところが多い。サッカーをしてもいい。テレビをみてもいい。お腹が空くならば夕食を食べてもいい。お金をもって町を歩き回ってもいい。ちゃんと勉強をして、仏教試験に合格するならば、多少のことには目をつぶる。そして勉強をして仏教のことについて詳しくなれば、自ら律を守るようになる、と考えている。しかし実際はなかなかそのようになっていない。規則を守らない沙弥は、比丘になっても律を軽視する。あるいは、散々律に反した生活を送った挙げ句に、律違反の罪の重さを知り、比丘として生きる意欲を失い、沙弥に戻ったり還俗したりしてしまうということもある。高名な長老であっても、そういうことが起きている。

仏教試験の合格率が高いほうが学生は増え

る。学生が多いほうが布施も増える。このように仏教試験を優先することが、教学僧院における学生の管理体制の緩さにつながっているという側面がある。ただしこの問題は、単に教学僧院だけの問題にとどまらない。なぜなら教学僧院は、いわばマンマー仏教の要であるからである。若い出家者たちは、都市部の教学僧院で教学の修練を積む。しかし都市部の教学僧院での生活は、金銭を自分で取り扱う必要があり、それが各種の律違反を誘発する。また、律違反が厳しく取り締まられることもないため、学生たちは次第に律違反に慣れていく。このように都市部の教学僧院は、律を軽視する学僧の生産拠点となってしまっている。そしてこうした律軽視の学僧が各地の僧院を率いるようになるため、結果として律の弛緩傾向が拡散することになる。このように教学僧院における律の弛緩は、マンマー仏教全体の質に関わる構造的問題となっている。

## 2 僧院不動産の相続問題

第2に、僧院不動産の相続をめぐる問題や裁判沙汰が絶えず、それが僧院組織の持続性や安定性を損ねているという問題がある。

マンマーでは、僧院不動産の所有形態は、律の規定に準拠する形で、①「個人に帰属する (P: puggalika)」所有物 (=個人所有物) と、②「四方サンガに帰属する (P: cātuddisa sanghika)」所有物 (=四方サンガ所有物) に大別されている。前者は出家者個人 (住職) が、後者は僧院に居住する出家者たち (現代日本でいうところの「法人」に近いカテゴリー) がそれぞれ僧院不動産の所有者である

10) この点について、国家サンガ大長老委員会が発行した「指令書 72 号」(1986 年 6 月 20 日)、「比丘・沙弥が従わなければならない規則」をみると、現代マンマーにおける律違反の実態がみてとれる (TW 2008)。つまりこの「指令書」においては、①酒・麻薬の服用、②賭け事 (見物も含む)、③経済活動、④不法な物品の売買・運搬・貯蔵、⑤劇、映画、サーカス、スポーツなどの見物、⑥歌う・演奏する・踊る・女性をからかう・暴力をふるう・サッカーや蹴鞠 (M: khyin:loun:) をする・自転車やオートバイに乗る、⑦個別訪問して金銭の布施を求める、⑧バスターミナル・駅・港・市場・路上・自動車・電車・船などで金銭の布施を求める、⑨招待されていないのに町や村で午後に食料や野菜の布施を求める、といった活動を禁止している。

ことを意味する<sup>11)</sup>。そこで僧院不動産の相続方法は、こうした僧院不動産の所有形態によって規定されている。

第1に、僧院不動産が住職の「個人所有物」である場合、住職は僧院不動産を自由に使用・処分(貸与・譲渡・交換・売却(布施)<sup>12)</sup>・遺棄など)することができる<sup>13)</sup>。第2に、僧院不動産が「四方サンガ所有物」である場合、誰を次期住職とするかは、その僧院に居住する出家者たちの中から、合議によって決定される。その際の判断材料となるのは、住職に求められる諸特徴(上述)に加え、他の出家者の信望が厚いことなどが求められる。

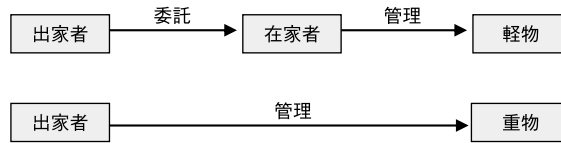
しかし実際の相続の場面においては、様々な問題が噴出している。たとえば僧院不動産が住職の「個人所有物」である場合、親戚や同郷・同民族の出家者を、その資質や布教への意欲とは無関係に次期住職の座に据えてしまい、結果として僧院組織の衰退を招くということがしばしば生じている。こうした背景から、僧院不動産の個人所有に反対している長老も多い。逆に、僧院不動産が「四方サンガ所有物」である場合は、①住職に自分の僧院という意識が弱いため僧院の発展に尽力し

ない、②相続者選びが難航し、かえって僧院内の争いをもたらしやすい、といった問題がある。それゆえにむしろ僧院不動産の個人所有の良さを主張する長老もいる。

さらに、僧院不動産の相続をめぐることは、頻繁に訴訟が起きているという状況になっている。現行の宗教裁判制度<sup>14)</sup>で審議されている問題は、①民事訴訟の問題と②刑事訴訟的問題(律違反)の二つに大別できる。その実際の審議数をみても、前者が約8割を占めており、そしてそれらはすべて僧院不動産の相続をめぐる問題となっている<sup>15)</sup>。こうした争いは、村落部・都市部を問わず生じている。それどころか裁判にならない例も含めれば、ほとんどの僧院がこうした問題を経験しているものと考えられる。

それでは僧院不動産の相続は、なぜこれほどまでに問題となりやすいのか。この点について宗教裁判を担当する長老は、「出家者にも執着(P: lobha)があるから」と嘆息して述べる。確かに相続争いは、執着以外の何物でもない。最近では以前にも増して、出家者の独立志向、つまり自前の僧院をもとうとする傾向が強くなっているといわれており、それ

- 
- 11) ミャンマーにおける僧院不動産の所有形態については藏本(2010)で詳述した。また、タイについては山田(1993)に詳しい。それによるとタイでは、不動産の所有権は、国法によって法人格を付与された寺院(本論文でいうところの僧院)にある。つまりミャンマーにおける「四方サンガ所有物」に近い。逆に、僧院不動産が「個人所有物」になっているという言及はない。僧院不動産の所有形態という問題は、律(宗教法)のみならず、当該国の法律も関わっている。ミャンマーとタイの違いは、律と国法のどちらを優先するかによって生じているように思われる。
- 12) 僧院不動産の売買は、僧院不動産と金銭を、互いに布施しあうという形で行われ、ミャンマーでは一般的なものである。
- 13) ただし遺産贈与については別である。出家者は遺言による遺産贈与が律によって禁じられているため、自分の所有物を特定の人物に託したい場合には、生前に布施をして譲渡する必要がある。そのようにしなかった場合、つまり所有物を誰にも託さずに死去した場合、「軽物」はその出家者の看病をしていた人物に託されるか、あるいは僧院内で分配される。一方、「重物」の場合は「死者の財産に由来しサンガに帰属する(P: mata santaka sanghika)」所有物となり、特定個人に所有権が移るのではなく、自動的に「四方サンガ所有物」になる。こうした事態を避けるため、ミャンマーでは生前に「個人所有物」である僧院不動産を「共同所有物」とすることが多い。そうすれば自分も所有権を失わず、また死去したときには自動的に共同所有者に相続されるからである。
- 14) 出家者に関する問題を世俗の法ではなく、律に依拠して判決を下す制度で、1980年に制度化された。審議は「①郡→②州・管区→③国家」の三審制である。
- 15) たとえば1980～1984年の地方・国家レベルの審議全554件(地方420件/国家134件)の内、①所有権争いが426件(約77%)、②律違反が128件(約23%)となっている(小島2005: 61)。また2004～2008年の国家レベルの審議全51件の内、①所有権争いが39件(約76%)、②律違反が12件(約24%)となっている(TW 2004-2008)。



【図1】「軽物」と「重物」の管理方法の違い

が裁判の増加に拍車をかけているという側面がある。また、僧院不動産の所有権の所在を確定することが、そもそも困難であるという事情もある。在家者から出家者に僧院不動産が布施される場合には、「灌水供養の儀礼<sup>16)</sup> (M: yeize'khyā.)」——が開かれることが一般的であり、したがってそれが「個人所有物」なのか「四方サンガ所有物」なのか、把握している人間は多い。しかし僧院不動産が出家者の間で書面化された契約書や登記なしに譲渡されるようになると、その所有形態はわかりにくくなる。したがって出家者自身が様々な論理を使って所有権を主張しうるのである<sup>17)</sup>。その他、相続争いが激化するようになったのは、裁判制度の確立以降であるという意見も聞かれた。昔は派閥の長老や師僧などが調停にあたっていたが、現在はその判断を不服とする出家者が新たに裁判を起こすようになった。しかし上述したように、そもそも僧院不動産の譲渡は明確な物証なしに行われているという実態がある。したがって、そこに近代的な証拠裁判主義をどのように導入できるか、という問題がつきまとう。実際、裁判所の判断が長老のそれと食い違うことがしばしば生じ、かえって現場は混乱するようになったという。

しかしより重要なのは、僧院不動産（「重物 (P: garu bhaṇḍa)」については、「軽物<sup>18)</sup> (P: lahu bhaṇḍa)」のように在家者が介入する

仕組みがないという点にあると思われる。上述したように、軽物については、雑務人が所有者である出家者に代わってそれを管理するという浄人システムが存在している。つまり在家者が、出家者と財の間に介在し、財に対する出家者の執着を阻むような絶縁体としての役割を果たすため、「所有せずして所有する」ということが可能になる。それに対し僧院不動産については、その管理は基本的に出家者自身に委ねられている【図1】。さらに僧院不動産の管理者は、必然的に僧院組織の管理者という絶対的な権限を有することになるため、出家者の執着が露骨にぶつかり合う結果となりやすい。僧院不動産をいかに円滑に相続することができるか。これが出家生活の安定を大きく左右する問題となっているといえるだろう。

以上、出家者が財をどのように所有・使用しているのかという問題について、僧院組織の実態と問題を分析してきた。出家者にとって、財をいかに所有・使用するかという問題は、財の獲得という問題と同様にパラドキシカルなものである。出家者は所有を禁じられているわけではない。しかしその一方で、財は執着を生じさせやすい、という点において、常に出家生活を損なう危険性がある。「所有すれども執着するな」という律の要請は、出家者だけでは守ることができない。それゆえに出家生活の基本となる僧院組織は、在家者

16) 器に水をたらしながら、功德を回向する儀礼のこと。僧院の布施など大きな布施の場合には、獲得した功德も大きいとされ、したがってそれを回向する儀礼も大々的に開かれる。

17) もっとも、これは僧院だけの問題ではない。マンマー法によれば、不動産の権利移転は登記されない限り有効とされない。しかし現実には、土地売買契約の相当の割合が登記されていない。それゆえに、詐欺的な不当表示が可能となり、結果的に権利をめぐる頻繁に紛争が生じることになっている (Nay Chi Oo 2014)。

18) 「軽物」とは、八聖資具 (袈裟、鉢、帯、針と糸、剃刀、水こし) をはじめ、草履、団扇、敷布、洗面用具、文具など、出家者の日用品を指す。食事・食材や金銭もここに分類される。

を組み込むような形で成立している。

しかしそれゆえに、こうした在家者頼みのシステムは、在家者の助力が十分に得られない場合（雑務人の量的・質的不足）、あるいは僧院不動産のように出家者自身が財の管理に携わらなければならない場合には、種々の問題を引き起こすことになる。ここではその具体的な現れとして、①律を守らないのではなく、守れないという状況があること、②僧院不動産の相続をめぐる様々な問題が頻発していることを指摘した。したがってこうした問題を克服しようとする試みは、僧院組織改革として現れることになる。次章以降、ヤンゴン郊外にあるX僧院を事例として、その具体的な様相について検討したい。

#### IV X僧院組織改革の始まり

##### 1 在家仏教徒組織の仏教改革運動

出家生活の清浄性と安定性を実現するためには、僧院組織をどのようにデザインすればいいのか。この問題について1986年に設立されたX僧院では、僧院組織内部における出家者／在家者関係を一新するような僧院組織改革を試みている。それは一言でいえば、在家者が僧院に関わるすべての財産を管理し、それゆえに僧院組織の管理業務に携わることを認めるという試みである。

この問題を考える上でまず指摘しておきたいのは、こうした僧院組織改革は、決して偶発的・単発的な出来事ではないということである。つまりX僧院の挑戦は、ミャンマー近代仏教史上の二つの仏教改革運動、具体的には①在家仏教徒組織と②シュエジン(Shwegyin)派という、在家者と出家者それ

ぞれの仏教改革運動が融合した結果として生じた動きとして捉えることができる。以下、順番にみていこう。

第1に、X僧院は、植民地期以来の在家仏教徒組織の仏教改革運動の系譜に位置づけることができる。ミャンマーは19世紀半ば以降、イギリスによって植民地化されることとなる。こうした中で、新しい近代教育制度の下で育ち、都市部を中心とした経済発展に後押しされて登場した、植民地官僚、商人、知的専門家（弁護士、医者、教師など）といった新興中間層（cf. 根本 2002）は、植民地化が自分たちのかけがえのない伝統である仏教の存続を脅かしているという共通認識をもつようになる。特に仏教の守護者であった王権の喪失を仏教存続の危機であると受け止め、それゆえに自分たちが仏教の運命をにぎっているという強い使命感をもつようになった。そして出家者への物質的支援、仏教施設の修繕や聖遺物の保存、出家者のための仏教教理試験の開催など、王朝期において王権が果たしていたサンガ支援に積極的に取り組むようになる<sup>19)</sup> (Turner 2009)。このような在家仏教徒組織の活動は、1948年の独立以降、さらに広範に展開していく。X僧院の設立に向けて尽力した「X協会」もまた、こうした在家仏教徒組織の一種として位置づけることができる。X協会の初代メンバーとして、X僧院の礎を築いたのは、ヤンゴン在住の以下のような在家者たちである<sup>20)</sup>。

- ①ウー・マウン（男性、74歳、建設業、元タキン党メンバー）
- ②退役軍人（男性、72歳）
- ③元政治家（男性、70歳、ビルマ独立軍

19) たとえば独自の仏教試験を開催した組織としてゼディンガナ・バリヤッティ・ヌガハ協会 (Zediyingana Pariyatti Nuggaha Association, ヤンゴン, 1894年～) やバリヤッティ・タータナヒタ協会 (Pariyatti Thāthanahita Association, マンダレー, 1898年～)、サンガへの食料支援を目的としたマルン市場米布施協会 (Malunze Rice Donating Society マンダレー, 1896年～) などがある (cf. Turner 2009: 82-89)。

20) 年齢はX僧院が設立された1986年5月23日時点。個人名については本書の議論に関わる人物についてのみ、仮名で記してある。なお、X僧院とX協会のXの部分には、同じ語が入る。

- の母胎となった「30人の志士」の一人)
- ④ウー・マウンの妻（女性，64歳）
  - ⑤石鹼工場経営者（男性，61歳）
  - ⑥元銀行員（女性，62歳）
  - ⑦石鹼工場勤務（男性，49歳）
  - ⑧ウー・マウンの娘（女性，34歳）
  - ⑨ウー・チャー（男性，40歳，建築士）
  - ⑩ドー・フラ（女性，38歳，建築士，ウー・チャーの妻）

それではなぜX協会は僧院をつくろうと考えたのか。初代メンバーであり、現在はX協会の議長を務めるウー・チャー（U Kyaw, 1946-）によれば、その経緯は以下のようなものである。X協会は、ウー・マウン（U Maung, 1912-?）という人物を中心とした私的な仏教勉強会を母体としている。ウー・マウンは元タキン（Thakin）党<sup>21)</sup>のメンバーで、独立後は建設業に携わり一大財産を築いていた。また、仏教に対する関心も深く、特にマハーガンダヨウン（Mahagandhayon）長老（U Janakabhivamsa, 1900-1977）<sup>22)</sup>に帰依し、「比丘の檀家」として長年、長老に仕えてきた。そして友人・知人を集めて、マハーガンダヨウン長老の著作と一緒に読むという勉強会を主催していた。また、勉強会に参加するメンバーを引き連れ、マハーガンダヨウン長老にも度々会いにいったという。

マハーガンダヨウン長老は、その学識および執筆活動——仏教に関する74冊の本を出版した——によって、現在でもミャンマーで最も有名な長老の一人である。またマハーガンダヨウン長老は、1942年にマンダレー管区アマラプラ（Amarapura）町にあった

小さな僧院を受け継いだ後、1977年に亡くなるまでに、その僧院を97の僧坊や建物、500人以上の出家者を要する一大教学僧院に成長させたという点で、僧院経営においても秀でた手腕をもった長老であった。そして自身の教学僧院経営の経験から、様々な著作や説法において、僧院経営論と呼びうる議論を展開している。こうした僧院経営論の一つの軸となっていたのが僧院組織の改革である。特に僧院が発展するためには、在家者の助力が決定的に重要であり、僧院にも在家者の組織、つまり管理委員会を設置すべきであると述べている。

管理委員会の役割として挙げられているのは、次のようなものである。第1に、律に適った方法で僧院財産を管理・運用するという役割である。こうした管財人としての役割は、在家者が組織的に行うことによってはじめて有効なものとなりうる（Janakabhivamsa 2003: 427-433）。第2に、僧院の持続性・安定性を保つという役割がある。マハーガンダヨウン長老によれば、現在の僧院はいい住職がいるときだけうまくいって、いなくなるとすぐだめになる傾向がある。そのような事態を避けるためには、僧院管理を住職一人に委ねるのではなく、出家者や在家者の組織をつくって、組織的に管理するべきであるとしている（Janakabhivamsa 2004: 137）。

ただしマハーガンダヨウン僧院においては、2008年時点でも在家者の管理委員会は設置されておらず、5人の長老による共同管理という形式をとっている。詳しい理由は不明だが、設置に向けて努力したが、適わなかったとのことであった。つまり、マハーガンダ

21) タキン党は一九三〇年代半ば以降のビルマ・ナショナリズムの高揚で活躍した民族運動団体で、ビルマの権利拡大を英国植民地政府に要求した。当初は「我らのビルマ協会（Do Bama Asiayone）」と称した。タキンはミャンマー語で「主人」の意があり、「ビルマの主人（タキン）はビルマ人」と民族意識を高め、互いの名前にタキンをつけて呼び合った。ウー・アウンサン（Aung San）、ウー・ヌ、ネー・ウィンらもタキン党の出身である（野上 2009: 672）。

22) 本論文では出家者名を、「出身地や僧院名などに由来する通称（出家したときに授かる正式のパーリ語名）」という形で表記する。なお、パーリ語名の前に付される尊称には「U」、「Bhaddanta」、「Ashin」、「Shin」などがあるが、本論文では「U」に統一する。

ヨウン長老が思い描く僧院改革は、自身の僧院では十分には実現できなかったといえる。そこでマハーガンダヨウン長老の遺志を受け継ぎ、その理想を実現しようと奮起したのが、長年、長老に仕えてきたウー・マウンとその仲間たちであった。その経緯について、ウー・チョーは次のように語る。

出家者は仏教のことだけに専念しなければならない。しかし出家者も「凡夫 (M: pu.htu.zin)」であるから、生きていかなければならない。そのためには四資具 (衣食住業) が必要である。出家者一人であれば、(托鉢することによって——引用者注) 在家者の手助けなしに生きていくことはできる。しかし集団になると、四資具の手配をする在家者がいなければ生きていけない。したがって僧院には在家者の手助けが不可欠である。在家者の手助けによって、出家者が仏教に専念することができれば、一般の在家者たちにとっても利益が大きい。このように出家者と在家者が協力しあってはじめて、仏教は発展する。これがマハーガンダヨウン長老の教えだった。そこで私たちは話し合っ、出家者たちが理想の出家生活、つまり律遵守の出家生活を送れるような僧院をつくらうと決めた。

そこでウー・マウンたちは1985年に、ヤンゴンにあるシュエダゴン・パゴダ近くの講堂を拠点として、「X協会」という在家仏教徒組織を設立し、これを新たにつくる僧院の管理委員会として位置づける。ただし実際に僧院をつくるためには住職が必要である。そこでウー・マウンたちが、自分たちの理想を託すのに相応しい人物として選んだのが、マハーガンダヨウン長老の弟弟子で、その関係で以前から親交のあったX長老<sup>23)</sup>であった。そしてそれによって、X僧院というプロジェ

クトに、もう一つの改革運動の系譜を呼びこむことになる。

## 2 シュエジン派の仏教改革運動

X僧院の挑戦は、第2に、ミンドン (Mindon) 王 (位 1853-1878) 期に端を発するシュエジン (Shwegyin) 派の仏教改革運動の系譜に位置づけることができる。シュエジン派とは、律遵守を標榜して、当時の国家サンガ組織から離脱したシュエジン長老 (U Jāgara 1822-1894) とその弟子たちのグループとして始まった。その後、植民地期を通してその派閥としての自己意識と組織的な枠組みを強めていき、1980年に近代的な国家サンガ組織が成立した際には、特別派閥として独立した立場を認められている。

それゆえに一般に、シュエジン派は在来の最大派閥であるトゥダンマ (Thudhamma) 派と比べても律に厳しいといわれている。もっとも現状では、こうした派閥毎の違いよりも、僧院毎の違いの方が大きい。つまり律に緩いシュエジン派僧院もあれば、律に厳しいトゥダンマ派僧院もある。たとえ派閥に属しているとしても、その派閥の方針に従うか否かは、住職の裁量によるところが大きいのである。それに対しX僧院の初代住職であるX長老は、シュエジン派の持戒堅固の精神を色濃く受け継いでおり、その意味でシュエジン派という仏教改革運動の中心的な系譜に位置づけることができる。

X長老 (1918-2001) は、1918年にヤカイン (Rakhine) 州マナウン (Manaung) 町近くの村に生まれ、15歳で沙弥出家、21歳で比丘出家している。そして23歳のときにエーヤーワディー (Aeyarwady) 管区ミャウンミャ町にある教学僧院に移り、ミャウンミャ (Myaungmya) 長老 (U Nānābhivamsa, 1888-1975) に師事することになる。後に第10代シュエジン派長を務めたミャウンミャ

23) 住職は一般的に僧院名で呼ばれることが多い (たとえばA僧院の住職はA長老と呼ばれる)。X僧院という通称は、X僧院の住職であったことに由来している。

長老（位 1972-1975）は、持戒堅固で知られる長老であった。そして上述したマハーガンダヨウン長老をはじめとして、多くの弟子を育てた。X長老もまた、そうした弟子の一人であった。そして自らもミヤウンミヤ町に教学僧院を設立して、そこで長らく住職を務めていた。

それではその持戒堅固の精神とは、具体的にどのようなものなのか。この点について、X長老の弟子で、2008年現在、X僧院の住職を務めるJ長老（1961-、人物を同定しやすくするために「住職（Jushoku）」のJを用いる）の発言を引用しながら確認しておきたい。第1に、律遵守の生活を送ることは、出家者が涅槃という理想的境地を実現するために、必要不可欠な条件であるとされる。

J長老：在家者は律を守る必要はない。殺生や盗みなど、欲望や怒りに駆られた非道徳的な言動を避ける。そのような言動をしないように自らを戒める。こうした基本的な戒を守り、瞑想をすれば在家者であっても涅槃は実現可能である。ただし可能であるとはいえ、在家生活をしながら効果的な修行を行うことは難しい。それに対して、律を守った生活をする比丘は、在家者よりも涅槃に到達しやすい。律を守る生活の方が、執着（貪瞋痴）を避けやすいからである。しかしその一方で、律を守らなければ、その悪影響は在家者よりも大きい。たとえば夕飯を食べるというのは、在家者であれば「悪業（M: a.ku.dhou）」（「功德（M: ku.dhou）」の反意語、悪い結果をもたらす原因——引用者注）にはならない。しかし比丘が食べれば悪業である。なぜならそれは律に違反しているからである。律に違反するということは、「積尊（M: paya:）」（仏教の開祖であるブッダのこと——引用者注）の指示したとおりに生活し

ていないことを意味する。それは「三宝（P: ti-ratana）」（仏宝・法宝・僧宝）への「信（M: dhadataya:）」に欠けている証拠である。そのような状態では、いくら仏典を学び、瞑想修行したところで、涅槃へ到達するのは不可能である。それどころか来世は在家者よりも悪い境遇に生まれる可能性がある。比丘という道を選んだにもかかわらず、比丘として律に則った生活をしないことは、それほど罪が大きい。

ここで示されているのは、「戒（P: sila）」→「定（P: samādhi）」→「慧（P: pañña）」という修行階梯（三学）における「戒」の重要性である。在家者であれば、五戒あるいは八斎戒<sup>24</sup>を守ることで「戒」（自己の言動を戒める）の修行は十分である。しかし出家者は「戒」の修行として律を守らなければならない。律を守ることで出家者は在家者よりも圧倒的に効率よくこの修行階梯を進んでいくことができる。その一方で、それに違反すればその悪影響は在家者よりも大きい。その意味で、出家生活というのはハイリスク・ハイリターンな修行方法として捉えられている。

また、律遵守が三宝（仏法僧）への「信」（信頼・帰依）という問題と結びつけて論じられているのは興味深い。この「信」は、涅槃を目指そうという意欲の源泉であり、出家者・在家者を問わず重要なものであるとされる。逆にいえば、三宝を信頼することによって、涅槃という世界があり、そこに到達することができるという確信をもたなければ、涅槃を目指すことはできない。出家者が律を守らない、あるいはそもそも守ろうとしないことは、三宝を軽視していること、つまり修行への意欲が欠けている証であるとされる。

第二に、それゆえに、外的な条件に合わせて律を修正・妥協することを一切認めない。

24) 八斎戒とは在家者が普段守るべき五戒に、⑥午後に食事をとらない、⑦歌舞音楽を楽しまず、化粧や装飾品で身を飾らない、⑧大きい寝台や高い寝台に寝ないという3項目を加えたものである。

したがって、律を守れないような条件の場所は、出家生活に不向きであるとまで言い切る。たとえば袈裟の着用法について、J長老は次のように述べる。

J長老：律は出家者の生活スタイルだけでなく、外見についても定めてある。たとえば出家者である以上は剃髪をし、袈裟を着なくてはならない。逆に、袈裟以外のものは身につけてはならない。

筆者：日本はミャンマーよりも寒いですが。もし日本で出家生活を送ろうとした場合、どうすればいいですか。

J長老：ミャンマーにも寒い地域はある。たとえばシャン州は寒い。その場合は、厚手の袈裟を着たり、重衣<sup>25)</sup>を毛布のようにまとったりして過ごしている。日本でもそのように暮らせばよい。寒いからといって袈裟以外のものを身につけることはできない。こうした修正・妥協は、一度やり出すと際限がなくなるからである。

筆者：それでも寒い場合はどうすればいいですか。

J長老：日本はすべてが寒いのか。暖かい場所はないのか。寒くて無理なら暖かい場所に移動すればよい。とにかく、出家者は袈裟以外のものを身につけてはならない。瞑想は誰でも実践できる。よく実践すれば、よい結果を得られる。着ている服は関係ない。しかし出家者である以上は、袈裟を正しく着なければならぬ。工夫すれば、律どおりに過ごすことはできるはずだ。それでも無理な場所では、出家者として修行することは難しいということになる。

このようにX僧院においては、律は出家

生活の根幹であり、ゆえにすべての項目をまさに字義通りに遵守するべきであるとされている。そして律遵守の生活を送ること自体が、「教学 (P: pariyatti)」と並ぶ出家者の修行要素である「体験的修行 (P: patipatti)」の一種として位置づけ、これを「律修行 (P: vinaya patipatti)」と呼んでいる。

以上、X僧院を構成する要素として、①在家仏教徒組織と②シュエジン派の仏教改革運動という二つの系譜があることを指摘した。こうした二つの系譜は、律遵守の教学僧院をつくりたいというウー・マウンたちの申し出にX長老が同意したことで融合し、そしてX僧院として結実することになる。それではX僧院は、具体的にどのような組織形態をとっているのか。そしてそれは実際にどのような機能しているのか。次に僧院組織改革の実態についてみてみよう。

## V X僧院組織改革の実態

### 1 X僧院組織の特徴

上述したように、X僧院はそもそもX協会という在家仏教徒組織の働きかけによって成立したものである。そしてX僧院の設立後、X協会は僧院管理委員会として、X僧院を管理する任務を担っている<sup>26)</sup>。このようにX僧院組織の最も重要な特徴は、在家者からなる僧院管理委員会が設置されている点にある。もっとも近年は、都市部の大僧院を中心として、僧院に在家者からなる管理委員会を設置する事例が増えつつある。その意味ではX僧院もその一事例に過ぎない。しかしX僧院の管理委員会は、他の管理委員会とは決定的に異なっている。

そもそも「管理委員会 (M: go:pa.ka. a.phwei.)」

25) 三衣からなる袈裟の一種で、主に儀礼などで用いる。普段用いる上衣と內衣に比べて厚い。

26) なお2008年時点でX協会の活動は、X僧院の管理業務だけでなく、民間の沙弥試験の開催、パトリ仏典のミャンマー語翻訳、在家者向けの論蔵講座、浄人養成講座、若者向けの仏教文化講座など、多様化している。つまりX僧院の管理業務も、こうした数多くの仏教振興事業の一つという位置づけとなっている。



とは、「パゴダ (Pagoda)」を管理する在家仏教徒組織として発展してきたものである。パゴダとは仏塔を意味し、①聖遺物 (仏歯・仏髪) を納めたもの、②ブッダの八種類の聖具を納めたもの、③大仏を安置したもの、④仏典を収めたものの4種がある (生野 1975: 48)。ミャンマーでは、ブッダおよびパゴダはともにパヤー (M: paya:) と呼ばれており、パゴダはブッダの象徴として、あるいはブッダそのものとして信仰されている。日本においては僧院とパゴダは同じ敷地内にあることが多いが、ミャンマーにおいては、両者は空間的に分離しており、機能的にも全く異なる。つまり僧院が出家者の修行空間であるとすれば、パゴダは在家者の信仰空間として、在家者の様々な宗教的ニーズを満たす信仰空間となっている (生野 1975: 44; 奥平 1994; 高谷 1993: 127-128; Moore 2000)。

そこで重要なのは、在家者にとって、パゴダは僧院と並んで主要な布施対象であるということである。それゆえに、歴史のある大パゴダは広大な土地を所有していることが多い。これらの財は、すべてブッダに帰属している。しかしブッダ自らは財を管理することができない。そこで管理委員会が組織され、これらの財を管理するという仕組みが存在している。その仕事内容は、布施の勧誘、財産の管理、パゴダの清掃、パゴダ祭など儀礼に関する決定など多岐に渡る (土佐 2000: 108-109)。また管理委員会は名誉職であり、地域の裕福な名士がメンバーとなるのが一般的である。このように在家者の信仰空間であるパゴダは、その管理も在家者の手によって担われているといっていよい。

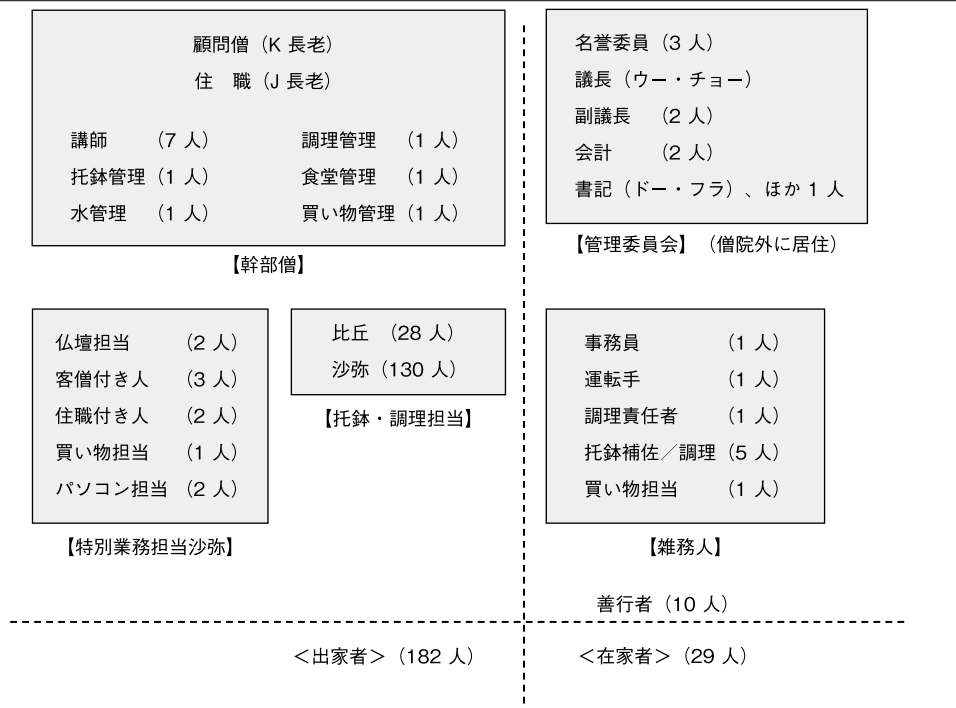
それに対し僧院の管理委員会は通常、実際に僧院組織を管理しているわけではない。つまり僧院管理委員会と呼ばれているのは、実際は雑務人の組織に過ぎない。それに対し X 僧院の管理委員会はパゴダの管理委員会と同じような意味で、僧院財産および僧院組織を管理する権限を有している。X 僧院の管理委

員会の特殊性は、まさにこの点にある。それではその権限とは具体的にどのようなものなのか。この点について、僧院組織のあり方を定めている X 僧院規則の内容を確認しておきたい。

X 僧院の管理委員会である X 協会は、僧院の設立日にあたる 1986 年 5 月 23 日に、3 部構成の『X 僧院規則集』を発行している。その中で、管理委員会の義務と権利は、以下のように規定されている。

- ①住職の助言にしたがい、僧院の四資具を十分なように、失わないように、増えるように、律に適う方法で支援しなければならない。
- ②出家者一人一人の四資具についても義務を負わなければならない。
- ③僧院不動産を管理する権利、修理する権利、増やす権利、捨てる権利は管理委員会にある。
- ④住職が僧院の規則にしたがわない場合は、管理委員会が申し出なければならない。三回注意しても改善されない場合は、僧院から出て行かななければならない。
- ⑤僧院にふさわしくない出家者・在家者を、住職と相談の上、追放する権利がある。
- ⑥僧院に布施したい在家者がいる場合には、住職と相談の上、釈尊の意に適うような布施ができるように案内する。
- ⑦僧院を損なうような事件が生じた場合は、それを解決するように支援しなければならない。名誉役員の助言を仰ぎながら特別会議を開催し、管理委員会の 3 分の 2 以上の同意により、方針を決定する。
- ⑧僧院管理に携わる副住職 (1~3 人) を選ぶ権利は管理委員会にある。

まず、①と②をみるとわかるように、管理委員会の役割は、出家生活に必要な四資具の安定供給にある。次に③では、僧院不動産の管理権が管理委員会にあることが明記されて



【図2】X僧院の組織図

いる。そして④, ⑤, ⑦では, 管理委員会が, 出家者・在家者の追放, 事件への対処方法の決定, 僧院人事の決定など, 僧院全体に関わる重要事項に関する決定権を有し, その権限は住職の追放にまで及ぶと規定されている。つまり管理委員会は住職をもその管理下に置く権限をもつということである。

上述したように, X僧院の目的は, 出家者に対して, 律遵守の生活を送ることができるよう環境を整えることにある。そしてそのためには在家者の助力が必要不可欠なものであると認識されている。そこで管理委員会は, この目的を達成するために僧院規則を作成し, 管理委員会に僧院財産を管理する権限を付与した。これはある意味では, 伝統的な浄人, つまり管財人という役割の延長上に位置づけられる。ただし浄人の役割は通常, 軽物(食料品・日用品・金銭)の管理に限定されているのに対し, X僧院の管理委員会は, 僧院不動産の管理も担っている。僧院不動産の管理権を握るということは, 一般の僧院組

織において住職がもっている権限を握るといふことにほかならない。それゆえにX僧院の管理委員会は, 出家者が律や僧院規則を守るように監視し, それに違反すれば追放するという権限をもっているのである。そしてそれは実際に住職の追放にまで及ぶとされる。つまり住職であっても, 管理委員会の目的に同調し, 管理委員会が作成した僧院規則にしたがうことによってはじめて, X僧院の管理業務に参加できるのである。このように僧院規則においては, 管理委員会が文字通り僧院組織を管理することが定められている。

それではX僧院の組織は, 実際にどうなっているのか。【図2】は, 2008年7月31日時点でのX僧院の組織図である。

はじめに, 出家者の組織についてみてみよう。現在の住職はJ長老(1961-)である。J長老は初代住職X長老の弟子にあたり, 仏教講師および「律護持師(P: vinaya vidū)」の資格をもつ学僧である。2005年から住職となっている。そしてX僧院の設立以来こ

の僧院に居住する K 長老 (1943-) が顧問僧となっている。顧問僧・住職の下に位置するのが、各種の管理僧たちである。管理僧たちは各担当業務の責任者として、一般の比丘や沙弥を統括する役割を担う。そして出家者の組織の最下層に属しているのが、学生である若い出家者たちである。ただしこれらの一般の出家者たちは、教学に特化した生活を送るわけではない。律や沙弥戒に違反しないものであれば、出家者も僧院内の雑務を行う必要がある。具体的には、住職によって①特別業務担当と②托鉢・炊事担当に振り分けられ、それぞれの任務を担当している。

次に在家者の組織についてみてみよう。管理委員会は現在 7 人 (名誉委員は除く) で構成されている。この管理委員会において中心的な役割を果たしているのは、ウー・チョー (U Kyaw, 1946-) とドー・フラ (Daw Hla, 1948-) 夫妻である。ウー・チョーは仏典に詳しい「教学」タイプで、その秩序だった話ぶりから、極めて頭脳明晰であるという印象を受けた。一方で、ドー・フラは、集中的な瞑想修行を行ったことがあり、「体験的修行」タイプで飛び抜けた才能をもつ人物であった。このようにウー・チョーとドー・フラは在家者という立場ながら、出家者を凌駕するような仏教についての知識と体験を持ち合わせている。

次に管理委員会によって雇われ、僧院に住み込んで日常業務を行っているのが雑務人である。その月給は 2008 年時点で 18,000 チャット (≒1,800 円) である。他の僧院では女性やティーラシン (女性修行者) が住み込んでいることがあるが、X 僧院では男性しか許可していない。事務員は浄人として布施を受け取り、管理する存在である。金銭を直接管理するため、不正の温床になりやすく、現在までに何人か更迭されている。その他の雑務人は、運転や買い物など、出家者にできない作業を行っている。また、昼食に関しては雑務人が一部を調理して出家者に提供して

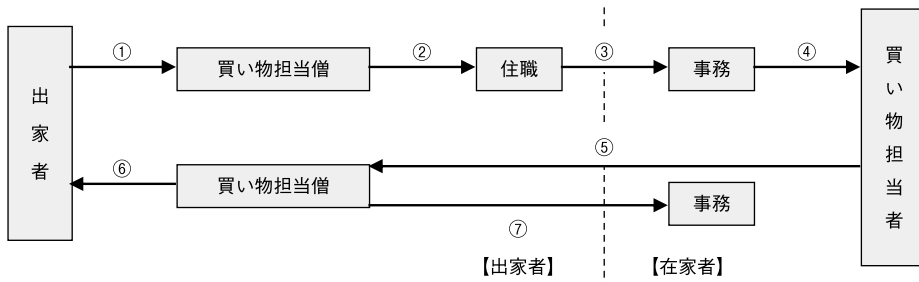
いる。このほか、善行者と呼ばれる子供たち / 少年たちがいる。上述したように、善行者は沙弥同様、比丘に準じた生活を送るが、身分上は在家者なので、出家者にできない雑務 (金銭に触れるなど) に携わることができる。X 僧院においては常時、10 人くらいが善行者の任務を与えられている。

それでは管理委員会は実際にどのように機能しているのか。以下、①私有財産の管理、②不動産の管理に分けて、具体的に検討してみたい。

## 2 私有財産の管理

上述したように、出家者は所有自体を禁じられているわけではない。管財人としての浄人の助力によって、出家者は事実上、無制限に財を所有・使用することができる。しかし一般の僧院では、浄人の役割は僧院レベルにとどまり、出家者個人レベルまで行き届くことは少ない。それが出家者の受蓄金銀戒の違反、そしてそれを契機として律軽視の傾向が生じているという状況がある。その意味で、出家者の私有財産をいかに管理するかという問題は、出家生活の根幹に関わるものであるといえる。

この点について X 僧院では長らく、私有財産を認めないというラディカルな方法をとっていた。つまり X 僧院の出家者が受け取った布施はすべて、X 僧院の所有物として管理委員会が一括して管理し、必要に応じて再分配したり、僧院の諸々の経費として用いたりしていた。こうした方法は、出家者・在家者双方に利点のあるものであるとされる。まず在家者にとっては出家者個人々の所有物を管理するという煩わしさを避けることができる。また出家者にとっても、財の所有という問題に煩わされなくて済む。この点について K 長老は「自分の所有物であると考えるから執着が生まれる。何も所有しない方が楽に生きられる」と述べる。また J 長老によれば、出家者には私有財産というものは本来的



【図3】X 僧院における金銭管理体制

に存在しないという。

出家者が財を所有するというのは、在家者が財を所有することとは全く異なる。在家者であれば、所有している財を、好きなように用いてもよい。しかし出家者の場合、その財は仏道修行に励むために布施されたものであるから、修行を推進すること以外の目的に用いてはならない。極端に言えば、出家した以上、自分の体でさえも自分の思い通りに用いてはならない。出家者として生きるとはそういうことである。

つまり余剰物はかえって律遵守の生活を損ねる危険性があるのであり、出家者の必要に応じて、第三者が財を提供してくれるようなシステムの方が、都合がいいというわけである。しかしこうしたやり方は、特定の出家者に布施をしたい在家者の不満を招いたため、2000年代に入ってから、個人に対する布施が認められるようになった。そしてそれに伴い、出家者たちが私有財産をもつことも許可されることとなった。ただし出家者自身に金銭を使用させるわけにはいかない。それゆえにX僧院では、他の僧院にはみられないような組織的な浄人システムが構築されている。

たとえば在家者が特定の出家者に金銭を布施したい場合は、事務所でその希望を伝え、金銭を布施する。すると事務担当の雑務人は、

出家者毎に作成してある預金通帳のようなノートにその額を記入し、当該の出家者には誰からいくら布施があったかを伝える。こうした報告を元に、出家者は自分の財産がどれくらいあるのかを把握できる。ただし出家者は、X僧院に居住している限り、自分の財産を自由に使えるわけではない。出家者が何かを買いたいときには、【図3】のような手順を踏まなければならない。

まず、①必要が生じた出家者は、買い物担当僧に必要な物品を伝える。②買い物担当僧は、週に一回、出家者たちからそうした要望を取りまとめ、買物リストを作成し、住職に渡す<sup>27)</sup>。③住職は買物リストに不適切なものがないかをチェックした上で、事務員に渡す。④事務員は買物リストとそれを購入するのに必要な金銭を、雑務人の買い物担当僧に渡す。⑤買い物担当僧は市場などで必要物品を購入し、買物リストに購入金額を記入して買い物担当僧に渡す。⑥買い物担当僧は、物品を出家者に分配する。⑦その際に買物リストを参照して、誰がいくら物品を購入したかというリストを作成し、事務員に渡す。事務員はそのリストを参照して、当該出家者の預金通帳を修正する。このようにX僧院においてはボールペン1本買うことさえ容易ではない。出家者は自分の財産を持つことは許されているが、その財産から何重にも隔てられているといえる。

27) たとえばある週の買物リストには、ボールペン、定規、ファイル、のり、コップ、洗面器、電池、サンダルといった物品が並んでいる。

### 3 不動産の管理

次に、不動産の管理についてみてみよう。X僧院の不動産は「四方サンガ所有物」、つまりX僧院に居住する出家者たちの所有物である。ただし上述したように、その管理権は出家者ではなく管理委員会にある。そして実際に、僧院不動産の相続をめぐることは、管理委員会が強い権限を行使している。

X僧院の初代住職であったX長老が2001年に亡くなった後、X僧院ではしばらく混乱状態が続いた。まず、X長老の後を継いだ2代目の住職が、管理委員会によって更迭されている。その経緯についてドー・フラは次のように説明する。

X長老の後を継いだ2代目の住職は、大きな僧院が自分のものになったと考えて狂ってしまった。だから管理委員会のメンバーがこの長老に会いに行き、「この僧院は長老のものではありません。仏教のために布施されたものです」と進言した。するとその長老は「自分が間違っているのか」とおっしゃったので、「間違っています」とはっきりと申し上げた。そして僧院規則を提示して、僧院を出るように伝えた。

また、2代目住職の更迭を受けて住職となった3代目は、病気のために2005年に40代の若さで早世してしまう。そこで現住職であるJ長老（当時44歳）が住職となった。そして新副住職としてF長老（当時33歳、「副住職（Fuku-jushoku）」のFを用いる）が就任し、それ以前から顧問僧であったK長老（当時62歳）を合わせて、X僧院組織の管理業務を担うことになった。しかしこうした新体制のもとで、僧院を二分する争いが生

じることとなる。

この事件についてよく知るX僧院の若手幹部僧たちへの聞き取りによると、事件の経緯は次のようなものである。F長老は22歳という若さで仏教講師試験に合格し、その後も律・経・論の各試験にも合格するなど非常に優秀な学僧であった。その反面、自惚れが強いタイプであったと評価されている。そこで副住職になった後は、学生の指導方針や授業のカリキュラムなどにいろいろと口を出すようになった。しかし副住職としてのF長老の役割は、あくまでも住職であるJ長老の補佐にあり、出家者に関する諸々の決定事項についてはJ長老が全権を握っていた。これがF長老には気に入らなかったようである。

こうした不満はやがて、次第にX僧院を二分する民族間対立——ビルマ族とヤカイン族の対立——へと発展していく。X僧院ではX長老から3代目の住職までが、みなヤカイン族であった関係で、こうしたヤカイン族の諸長老を頼って多くのヤカイン僧がX僧院に集まっていた。そのため、2007年雨安居入り（7月）時点でのX僧院の構成は、ヤカイン僧150人、ビルマ僧130人というように、ちょうど半々くらいになっていた。そこで問題はJ長老がビルマ族で、F長老がヤカイン族であったことにある。次第に民族間対立が激化していく様子を、当時の状況を知る比丘（ビルマ族）は次のように話す<sup>28)</sup>。

出家者が律や沙弥戒を犯したとき、罰（薪割りなど——引用者注）を命じるのはJ長老だった。J長老は、ビルマ僧・ヤカイン僧の区別なく、平等に扱っていたと思う。しかしF長老はヤカイン僧たちを集めて、J長老がビルマ族だからビルマ僧が最良さ

28) こうした対立の背景には、ミャンマーにおける民族問題が深く根を下ろしている。1948年に独立を果たしたミャンマーの国民国家建設は、多数派を占めるビルマ族が主導権を握り、少数民族の政治的権利を制限するものであった。そのため独立以降、分離独立や自治権を要求する少数民族の武装闘争が生じた。これに対して国軍は大規模な軍事作戦で応答しており、それによって深刻な社会分裂が引き起こされている。

れていると訴えた。ヤカイン僧たちはヤカイン族であるがゆえに不当に重く罰せられていると。そうしてF長老は、僧院内にヤカイン族のグループをつくってしまった。するとヤカイン僧たちは、ビルマ僧たちを敵視するようになった。ヤカイン僧の方が、ビルマ僧よりも総じて成績がよかったので、それをバカにしたりもした。比丘はまだ落ち着いていたが、沙弥同士のけんかが耐えなくなり、最終的にはお互いが草刈り用の鎌などを武器として隠し持つほどになってしまった。

こうした問題を解決するために、2007年の「雨安居<sup>29)</sup> (M: wa)」入り前に、管理委員会のメンバーと顧問僧 (K長老)・住職 (J長老)・副住職 (F長老) の間で話し合いの場がもたれた。そこで管理委員会が出した結論は、F長老を追放することだった。そこでF長老は一150人のヤカイン僧全員を引き連れて僧院を出て行くことになる<sup>30)</sup>。こうしてX僧院は分裂することになった。

この判断について、管理委員会はX僧院がヤカイン族のものになることを怖れたといわれているが、真相はよくわからない。重要なのは、管理委員会にはF長老を追放する権利をもっており、その根拠がどうであれ、追放は僧院規則に基づいた正当的なものであるということである。しかしこのX僧院の分裂という事件は、X僧院のみならず、他の僧院にとっても大きな衝撃を与えることになる。たとえばX僧院の事情をよく知るある長老は「在家者が出家者の問題に介入すべきではない。管理委員会の介入が僧院の分裂という悪しき事態を招いた」と述べ、管理委員会の対応を批判している。

ここに管理委員会の両義性をみてとること

ができるだろう。上述したように、僧院不動産の相続は常にリスクが伴う。つまり不適切な相続が頻発し、また、相続をめぐる争いが生じやすい。それに対し、X僧院における僧院管理委員会という仕組みは、まさにこうした問題を克服しうる可能性をもっている。もし管理委員会が存在していなかったならば、X僧院は2代目住職によって私物化されていたかもしれない。また、僧院内の民族対立によって僧院は解体してしまったかもしれない。僧院の分裂という結果を招いたにしろ、僧院の持続性・安定性を担保しているのは間違いなく管理委員会である。しかしX僧院の分裂をめぐる一連の騒動は、管理委員会は出家者を適切に管理することができるのか、という問題を突きつけている。この点において僧院組織改革という問題は、世俗権力によるサンガ浄化の正統性という、古典的な問題に接合するのである。

## VI 結論・考察

世俗権力によるサンガの浄化は可能なのか。この問題について先行研究では、対照的な二つの議論が提出されている。一つは、出家生活の墮落 (律違反) を不可避的な傾向として捉え、それゆえに世俗権力によるサンガの管理、つまり浄化の重要性を主張する議論である。それによれば、ローマ・カトリック教会のように全体として組織立った集団ではないサンガは、内部の墮落傾向を防ぐことができない。したがって不浄分子を排除するための強制力を補ってくれる世俗権力の介入を不可欠とする (石井 1975, 1989 など)。

それに対し、地域レベルで展開する仏教実践に注目する研究は、世俗権力によるサンガ管理とは幻想であり、実際には師弟関係の系

29) 雨安居とは、雨季にあたるワーゾー (Wazo) 月 (七月頃) からダディンジュッ (Thadingyut) 月 (一〇月頃) までの約三ヶ月間、外出を避けて修行に励む期間を意味する。

30) ヤカイン僧の中にはX僧院に残りたいものも少なくなかったが、F長老は僧院を出ることを強要したとされる。

譜などに応じて多様な律解釈・実践方法がみられるとする（林編 2009 など）。こうした視点は、上座仏教サンガの歴史が、無教の派閥に彩られたものであることを思い起こさせる<sup>31)</sup>。何をもち「律遵守の生活」や「正しい仏教実践」といえるかは、世俗権力が画一的に決定できる問題ではない。したがって律遵守の意識が高い出家者であるほど、世俗権力による管理を嫌い、自律的な活動を志向する傾向にある。実際にミャンマーでは、19世紀後半以降、世俗権力がサンガ管理を強めるにつれ、その支配から逃れるように分派活動が相次ぐことになる。つまり「シュエジン（Shwegyin）派」、「ドワラ（Dwara）派」、「フンゲットウィン（Hngettwin）派」など、現在まで続くミャンマーの主要派閥の起源は19世紀にある（Mendelson 1975: 101-102; Thun Tun 1981-1985）。

その一方で、そこから逆説的に浮上してくるのは、サンガの自己管理という問題である。律遵守の生活とは、決して世俗権力が定めるような一義的なものではない。しかしその解釈・実践方法が多様であるとはいえ、出家生活が律に規定されていることには変わりはない。したがって世俗権力による管理を拒否するならば、サンガは自らを律する仕組みを構築する必要がある。そしてこうした仕組みづくりは、具体的には僧院組織をいかにデザインするか、という問題となって現れる。なぜなら僧院組織こそ、出家生活の最も基本的な単位となっているからである。

しかし本論文でみたように、僧院組織を単位としたサンガの自己管理には限界がある。つまり僧院組織は在家者の助力を必要不可欠なものとしているが、こうした助力は常に十分に得られるわけではない。したがって①律

を守りたくても守れないという状況が生じたり、②僧院の相続をめぐる様々な問題が頻発したりしている。X僧院組織の改革は、こうした現状を鑑みて、在家者の権力を僧院レベルで再導入しようとするものであったといえる。しかしそれゆえに、X僧院は在家者による出家者管理の正統性という問題に直面することになるのである。

それではこの問題について、X僧院ではどのように考えられているのか。この点についてX僧院の管理委員会は、在家者こそが出家者を正しい道に導くことができるとい強い確信をもっている。それゆえに在家者による出家者管理は、僧院組織という枠組みを超えて拡大していくべきであるという考えがみられる。たとえばX僧院管理委員会の現議長であるウー・チョーは次のように述べる。

出家者の生活は、在家者の布施で成り立っている。だから在家者は出家者を吟味してよい。在家者は律のとおり生活する出家者だけを支援しなければならない。律を守らない出家者は、布施をしないで排除していかなければならない。健全な仏教の発展は、在家者の助けがあって可能になる。

ここで主張されているのは、布施対象を自覚的に選択することによって、悪しき出家者をいわば「淘汰」することの重要性である。世俗権力や僧院管理委員会による出家者管理が「上からの浄化」であるとすれば、布施の選択による出家者管理はいわば「下からの浄化」と表現できるだろう。律を平気で破るような出家者がのさばるのは、在家者が布施をしてしまうからだ。在家者一人一人が、健全な仏教を守るという自覚と責任をもち、そう

31) ここでいう派閥とは、これまで研究者たちによって、「宗派」、「教派」、「sect」、「faction」、「branch」など多様に表現されてきた。しかし大乘仏教の宗派や、カトリックのセクトのように、依拠する聖典や教義自体に違いがあるわけではない。そこで本論文では派閥という一般的な表現を用いることにする。なお、ミャンマーでは派閥は一般的に「M: gain:」呼ばれている。これは、衆・組合・群などを意味するパーリ語の *gana* を語源とする。また、パーリ語で部・部派・部類を意味する「P: *nikāya*」という用語が用いられる場合もある。

した出家者たちに布施をしなくなれば、次第に律違反は減るだろう。簡単にまとめてしまえば、こうした主張である。これに関連してX僧院の住職であるJ長老もまた、2008年の雨安居衣布施式において、列席した在家者たちに対し、仏教は出家者と在家者の協力によってはじめてうまくいくこと、それゆえに僧院の出家者たちに何か問題があれば遠慮なく指摘して欲しいという旨の発言を行っている。

しかしこうした「下からの浄化」にもまた、正統性という問題がついてまわる。一般の在家者は、どのような基準で出家者を評価すればいいのだろうか。律を守る気のない出家者はともかく、「律を守りたくても守れない」出家者もまた、淘汰の対象になるのだろうか。このように在家者による出家者の浄化とは、在家者による出家者の単なる人気投票になりかねないという危険がある。それはX僧院の管理委員会のように、出家者に比する仏教の知識を有し、あるいは出家者以上に瞑想に熟達していたとしても同じである。その意味で、X僧院における副住職のF長老の反乱は、単に住職のJ長老やビルマ僧への対抗という側面だけでなく、管理委員会によってつくられたシステム全体への抵抗、つまり在家者に対するサンガの自律の防衛という側面もあったと捉えることも可能だろう。

ここにサンガの自己管理をめぐる根深いパラドクス、つまり「内なる俗」という問題が存在している。一方で、在家者の助力がなければ、出家者は律に則った形で財を適切に所有・使用することができない。在家者による出家者管理は、律遵守の出家生活を実現するための強力な方法である。それは単に浄人、つまり管財人としての役割に留まらない。出家者がその目的に沿った生活・修行をしているかどうかをチェックすることによって、出家者の暴走を未然に防止することが可能になる。その一方で、出家者には在家者から自律することへの強いこだわりが常に潜在している。こうしたアンビバレントな状況の中で、

たとえばシュエジン派は王権による管理統制から離脱し、しかしそのシュエジン派の中心的な系譜に位置するX僧院では管理委員会という形で再び在家者の権力を導入し、しかしそれが出家者による反発をもたらすというように、サンガの自己管理という問題をめぐっては、出家者と在家者の関係はどこまでも揺らぎ続けるのである。

このように現実の出家生活は、世俗から離れることを理想とするがゆえに、世俗といかに関わるかという問題がかえって重くのしかかるという、逆説的な構造をもっている。「律遵守の出家生活」という同じ理想を追求しながら、しかし微妙にズレる出家者／在家者それぞれの思惑をどのように調整することができるのか。僧院組織改革の行方は、まさにこの点にかかっているといえるだろう。

## 参 考 文 献

### ●邦文●

- 青木保. 1976. 『タイの僧院にて』, 中央公論社.  
 生野善應. 1975. 『ビルマ仏教: その実態と修行』, 大蔵出版.  
 石井米雄. 1975. 『上座部仏教の政治社会学』, 創文社.  
 ————. 1989. 「仏教と国家」, 金岡秀友, 柳川啓一 (監修). 『仏教文化事典』, 832-839, 佼成出版社.  
 ————. 1991. 『タイ仏教入門』, めこん.  
 ウェーバー, マックス. 1989 (1904-1905). 『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』 (大塚久雄訳), 岩波文庫.  
 奥平龍二. 1994. 「ビルマの仏塔信仰: その伝統と現実」『南方上座仏教の展開と相互交流に関する総合研究 (平成4・5年度文部省科学研究費報告書)』, 10-22.  
 藏本龍介. 2010. 「僧院は誰のものか: ミャンマー上座仏教における財の所有」『パース学仏教文化学』24: 25-48.  
 ————. 2014. 「上座仏教徒社会ミャンマーにおける「出家」の挑戦: 贈与をめぐる出家者／在家者関係の動態」『文化人類学』78(4): 492-514.  
 小島敬裕. 2005. 『現代ミャンマーにおける仏教と国家: 「1980年全宗派合同会議」後の制度化の現実』, 京都大学博士予備論文.  
 ゴンブリッチ, リチャード&ガナナート・オペー



- セーカラ. 2002 (1988). 『スリランカの仏教』 (島岩訳), 法蔵館.
- 佐々木閑. 1999. 『出家とはなにか』, 大蔵出版.
- 下田正弘. 2001. 「<近代仏教学>と<仏教>」『仏教学セミナー』73: 97-118.
- 高谷紀夫. 1993. 「ビルマ儀礼論の展開：祭祀空間としてのバゴダをめぐる」, 田邊繁治 (編). 『実践宗教の人類学：上座部仏教の世界』, 102-134, 京都大学学術出版会.
- 田辺繁治 (編). 1995. 『アジアにおける宗教の再生：宗教的経験のポリティクス』, 京都大学出版会.
- 土佐桂子. 2000. 『ビルマのウェイザー信仰』, 頸草書房.
- 根本敬. 2002. 「ビルマのナショナリズム：中間層ナショナリスト・エリートたちの軌跡」, 池端雪浦ほか (編). 『植民地抵抗運動とナショナリズムの展開：19世紀末～1930年代 (岩波講座東南アジア史第7巻)』, 213-240, 岩波書店.
- 野上典江. 2009. 「タクン党」, 長谷川啓之 (監修). 『現代アジア事典』, 672-673, 文眞堂.
- 林行夫 (編). 2009. 『<境域>の実践宗教：大陸部東南アジア地域と宗教のトポロジー』, 京都大学学術出版会.
- 平木光二. 2000. 「ミャンマー上座部仏教の制度改革：住持養成学校現地調査報告」『パーリ学仏教分化学』14: 99-112.
- Research Centre.
- Nay Chi Oo. 2014. *Contractual Transfer of Property Interests in Myanmar*. Ph.D. dissertation, Nagoya University.
- Spiro, Melford E. 1970. *Buddhism and society: a great tradition and its Burmese vicissitudes*. New York: Harper & Row.
- Tambiah, Stanley Jeyaraja. 1970. *Buddhism and the spirit cults in Northeast Thailand*. Cambridge: Cambridge University Press.
- . 1976. *World conqueror and world renouncer: a study of Buddhism and polity in Thailand against a historical background*. Cambridge: Cambridge University Press.
- . 1984. *The Buddhist saints of the forest and the cult of amulets: a study in charisma, hagiography, sectarianism, and Millennial Buddhism*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Than Tun. 1981-1985. “History of Shwegyin nikaya (Shwegyin sect in the order of Buddhist monks) in Burma (1-5).” *Shiroku* (『史録』) 14-18.
- Turner, Alicia. 2009. *Buddhism, colonialism and the boundaries of religion: Theravada Buddhism in Burma, 1885-1920*. Ph.D. Dissertation, University of Chicago.
- Weber, Max. 1920-1921 *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*. Tübingen: J.C.B. Mohr.
- 欧文●
- Aung-Thwin, Michael. 1985. *Pagan: the origins of modern Burma*. Honolulu: University of Hawaii Press.
- Bechert, Heinz. 1966-1973. *Buddhismus, staat und gesellschaft in den ländern des Theravāda-Buddhismus*. 3 vols. Frankfurt a. M.; Berlin: Metzner.
- Carrithers, Michael. 1979. “The modern ascetics of Lanka and the pattern of change in Buddhism.” *Man (N. S.)*, 14: 294-310.
- . 1983. *The forest monks of Sri Lanka: an anthropological and historical study*. Oxford: Oxford University Press.
- Leach, Edmund R. (ed.). 1968. *Dialectic in practical religion. Cambridge papers in social anthropology Vol.5*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Mendelson, E. Michael; edited by John P. Ferguson. 1975. *Sangha and state in Burma: a study of monastic sectarianism and leadership*. Ithaca: Cornell University Press.
- Moore, Elizabeth. 2000. “Ritual continuity and stylistic change in pagoda consecration and renovation.” *Proceedings of the Myanmar two millennia conference, December 15-17 1999. Part 3.*, 156-191. Yangon: Universities Historical
- 緬文●
- Janakabhivamsa, U (マハーガンダヨウン長老). 2003. *Anaga? Thathanayei.* (『未来の仏教』 Maha:gandayoun.
- . 2004. *Badhathwei.* (『仏教の血』) Mahagandayoun.
- TW (Thatha.nayei: Wungyi:htana, 宗教省). 2004-2008. *Naingando bahothanga.wunhsaunaphwe. asi:awei: tho. tintwin:do Naingando Thangamahanayakaaphwe. i Asiyinkhanza.* (国家中央サンガ運営委員会会議に提出された国家サンガ大長老委員会の報告書).
- . 2008. *Hnyunca:hlwamyā.* (『指令書集』).

原稿受理日—2014年7月10日